

一般業務条件

1) 一般

本文書で詳述されている条件は、助言、情報提供、納品および類似業務を含む合意された業務に対して、および、注文処理の枠内で生じる補助的業務および他の契約上の従属的義務に対して適用される。顧客の一般業務条件は、それがTRJにより個別に否認されない場合でも、契約の一部とはならない。

2) 見積り

最終的な契約の締結または書面による受注確認があるまでは、TRJが作成する見積りは、特に範囲、遂行、料金および期限に関して、暫定的なものであり拘束力を有しない。

3) 業務遂行の範囲

業務遂行の範囲は、両当事者によって発行される合意宣言書によってのみ決定される。そのような宣言書が存在しない場合には、TRJによる受注確認書が決定力を持つものとする。

TRJは、その代理人による業務遂行の明細、確約または他の宣言書に対して、これらの宣言書が拘束力を有するものである旨のTRJの書面による指摘がなされている場合のみ、責任を負う。

合意された業務は、書面による別段の合意がなされていない限り、一般的に認められている技術規則に基づき、受注確認の時点で有効である規則に準拠して遂行される。検査業務の遂行に伴い、試験されたパーツまたは完成製品の適正さ（適切な品質）および正常機能に対するいかなる保証も同時に仮定されるものではない。特に、設計、材料選択、試験された設備の構造に対しては、これらの事項が個別に契約に含まれている場合を除き、責任を負わない。これは、安全プログラムまたは安全規則に対しても同様に適用されるものとする。

4) 業務遂行の時期および期限

契約により合意された業務遂行の時期および期限は、顧客からの申告に基づく見積り作業量を基礎としている。これらの時期および期限は、それらが拘束力を有する旨のTRJからの書面による確認がある場合のみ、拘束力を有する。

5) 協力

顧客は、必要とされる顧客、顧客の代理人あるいは第三者からの協力行為が、遅滞なく、無償でTRJに提供されることを保証する。業務遂行に必要な設計関連文書、補助材料、補助要員等が無償で利用可能でなければならない。さらに、顧客の協力行為は、法規則、規格、安全規則および災害防止規則に準拠していなければならない。

顧客は、情報の遅延、不正確または不完全な情報、あるいは適切な協力の欠如により、作業のやり直しが必要となったり、作業が遅延した場合に発生する全ての追加費用を負担する。TRJは、固定料金または最高料金が設定されている場合においても、これらの追加費用を別途請求する権利を有する。

6) 機密保持

TRJおよびその従業員は、受注により知り得たあらゆる事実に対する守秘義務を負う。TRJの利用に供された文書類、図面、計画書等で注文の遂行に関連するものは、TRJの記録のために複写することができる。

7) 著作権

TÜV Rheinland により作成された専門家報告書、試験結果、計算書、説明書等に対するすべての著作権および共同著作権はTÜV Rheinland に帰属する。顧客は、注文との関連において作成された専門家報告書、試験結果、計算書、説明書等を、合意済みの意図された目的のために使用することができる。

8) 受納

TRJは、受注した作業のうち遂行が完了した部分について、分割遂行として受納のため提示することができる。顧客は、遅滞なくこれを受納する義務を有する。顧客が、受納義務を遅滞なく履行しない場合は、作業遂行から4週間後に受納が行われたものとする。

9) 責任

注文に関連する全ての損害に対してTRJが負う責任は、人的損害、物的損害または財産上の損害に対して1億円を限度とする。ただし、損害が意図的または重大な過失により引き起こされた場合はこの限りではない。

この責任の限度は保証された品質の欠乏には適用されない。TRJの責任の限度は、その従業員、代理人、経営スタッフおよび構成機関にも同様に適用される。

TRJは、顧客の製品検査、あるいは、顧客が経営する設備または施設の試験または検査のために顧客から作業要員の提供を受ける場合は、これらの作業要員がTRJの代理人とみとめられる場合を除き、これらの提供を受けた作業要員に対する責任を負わない。前文に基づき、TRJが提供を受けた作業要員に対する責任を負わない場合、顧客は、第三者機関による賠償請求からTRJを免責しなければならない。損害賠償請求権の消滅時効は法律の定めるところによる。これにかかわらず、積極的契約違反から生じる損害賠償請求権に対しては消滅時効を3年とする。

10) その他の条項

契約上の関係は日本国の法規に準拠するものとし、子会社に関しては、それぞれの国内法規に準拠するものとする。履行地は、合意された業務が遂行されるべき場所、もしくは、TRJの登記済み事業所とする。口頭による付帯的取り決めは、その効力を有するためには書面による確認を必要とする。契約の変更および追加は、当該書式条項への変更も含め、その効力を有するためには書面によることを必要とする。本一般業務条件の個々の規定または規定の一部が無効となった場合でも、残存する規定の有効性はこれにより影響を受けない。無効とされた規定または無効とされた規定の一部のかわりに、本来の意図した規定に最も近い有効な規定を適用する。

本書は、翻訳であり、英語による表現が拘束力を持つ。

2010年01月01日現在

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社
TÜVラインランドグループ

登録事業所： 代表取締役社長 兼 最高経営責任者：
〒222-0033 ミハヤエル・ユングニツチュ
横浜市港北区新横浜3-19-5
新横浜第二センタービル
TEL: 045-470-1850
FAX: 045-473-5221

1 この文書の目的

- 申請者及び認証機関の義務及び権利を規定する事
- 認証書及びロゴの使用の条件を規定する事
- 保証・責任その他の契約条件を示す事

注:各アセスメント規格に対する“サービスデリバリープロセス”については別の文書にて説明されている。その中で認証プロセス及び関連する認定について概説している。

2 定義と引用規格

QMS	品質マネジメントシステム
EMS	環境マネジメントシステム
ISMS	情報セキュリティマネジメントシステム
AB	認定機関。認定システムを実施、管理し、認定を与える機関。(例:団体又は人が所定の業務を実施する力量があると正式に承認を与える)ISO/IEC Guide 2 参照
契約書	ここで示されている一般条件を引用する署名された文書
諮問委員会	公平性委員会。公平性を保つための認証機関から独立した委員会であり、産業、標準、科学／教育、消費者の各利害関係者を代表する。

引用規格

アセスメント規格(サービス規格)

例:QMSはISO9001、EMSはISO14001、または契約で合意された他の規格

認定規格

ISO 9001: ISO/IEC 17021 及び MS 100

ISO 14001: ISO/IEC 17021 及び MS 100

ISO/IEC 27001: ISO/IEC 17021 及び ISO/IEC 27006

ISO/IEC 20000-1: ISO/IEC 17021 及び JIP-ITAC100

ISO 28000: ISO 28003

ISO 13485: ISO/IEC 17021 及び MS 105

3 一般

認証機関は、マネジメントシステムを評価し、認証を与える。マネジメントシステムのアセスメント規格への適合性を評価することを目的とする。

4 認証機関のための一般要求事項

認証機関は申請者に関して入手するすべての情報を守秘義務の下で取扱い、合意された目的のみに使用する。入手した文書を第三者に開示しない。(ISO/IEC 17021, 4.6)

ただし、以下の特例を除く。

- 論争において、仲裁委員会に詳細な報告書として提出する場合。
- 申請者に対して発行した認証書にロゴが示される認定機関に、公表する場合。

- 第三者認証の信頼性を維持するために、審査結果に関する非機密情報を所定の利害関係者に提示する場合(例:審査が要請により行なわれた場合)
- 所定の事由により、申請者が認証機関に対し守秘義務契約を免除した場合。

認証機関は、認証活動の中で、公正に対して最高経営者のコミットメントをもち、マネジメントシステム認証活動における公正の重要性を理解し、利益の衝突を管理し、客観性を確実にする。(ISO/IEC 17021, 5.2.1)

認証機関及び同じ法的主体のどんな部分も、マネジメントシステムのコンサルティングを提供しない。(ISO/IEC 17021, 5.2.2)

どのような関係者からでも要求を受け次第、認証機関は、当該証明書の妥当性を確認する手段を提供する。(ISO/IEC 17021, 8.1.4) その手段については次のサイトで紹介している。<http://www.tuvdotcom.com>

認証機関はアセスメント規格及び合意された要求事項に基づいて認証プロセスを実施し、結果が良好な場合認証を授与する。認証書は明示された適用範囲について、5項及び6項に記載した条件に基づく期間内有効となる。

認証機関は認証プロセスに関する申請者からの苦情を記録する。申請者と認証機関が合意に達しない場合、認証機関は諮問委員会に通知する。また申請者も諮問委員会に異議申立てを行なうことができる。諮問委員会は高次の委員会または認定機関への報告の要否を決定する。

認証機関は、認証に対する要求事項を変更する場合、認証された顧客に通知しなければならない。認証機関は、認証された各顧客が新しい要求事項に適合することを検証しなければならない。(ISO/IEC 17021, 8.6.2)

認定サービスに限定した要求事項:

認定に基づくサービスについて、認証機関は適用認定規格の要求事項に従わねばならない。また、認定に基づく認証サービスは、組織の適用範囲のうち、認定付き認証のために許容できる限度内の範囲とすることがある。万が一認証機関の認定の全体または一部が取消しとなった場合、認証機関はその認定の取消しに至った原因を解決するために商業的に妥当な努力をする。ただし、認定機関によりこれが受領されなかった場合、認証機関は影響を受ける申請者に通知し、申請者並びにその利害関係者への影響を最小限にとどめるため、同等のサービスを提供し同等の認定を保有する別の認証機関への移行を支援する。

5 申請者の義務及び権利

申請者はアセスメントに必要な情報、及び認証のための要件を満たすために必要な情報を提供することに合意する(アセスメント規格、認証のための契約書、及び当添付書類など)。

申請者は、社内の審査責任者を一人あるいは数名任命する。その責任者は審査に関するすべての活動に関して窓口となる。

認証された申請者は、認証機関に、認証に使用された規格の要求事項を満たすマネジメントシステムの能力に影響する事項を、遅滞なく通知する。例えば次のことに関する変更事項である:

- 法的、商業的、組織的な地位又は所有権
- 組織及び運営、例えば主な経営者、意志決定者、又は技術陣
- 連絡窓口の所在地及び主な事業所
- 認証されたマネジメントシステムの下における事業の適用範囲
- 認証された組織への裁判所の判決などによる法的規制又は罰則

(ISO/IEC 17021, 8.6.3)

マネジメントシステムへの変更事項の審査には別途時間及び費用を要することがある。

申請者は、どの審査チームメンバーの選任に対しても異議を申し立てる権利を有する。1週間以内に申請者が何ら異議を申し出ないときは、審査チームが申請者によって承認されたものとみなされる。

申請者は、審査チームが社内の関連部署に出入りすることを容認する。立ち会い審査の要請があった場合、審査チームに認定機関からの代表者を随行させることを申請者は拒絶せず、容認しなければならない。

6 認証書及びロゴの使用に関する条件

6.1 認証書及びロゴの使用権の範囲

有効な認証書をもって、申請者は別途添付文書に示された認証マーク(ロゴ)の使用権を獲得する。これは、譲渡できない、非独占的使用権である。

使用は認証書に記載された適用範囲(組織名、所在地、活動/製品)に限り許可される。

申請者は、認証書に変更を加える権限を持たない。認証書の変更を希望する場合(例:適用範囲の拡張)、そのための申請が必要である。認証機関は必要な措置を決定する。改めて現場での拡張審査を実施することがある。

申請者は認証書及びロゴを使用して公開する情報が a) 消費者の目に触れる製品又は製品包装に使用されてはならない。また製品適合性を示すと解釈されるような方法で使用されてはならない。(ISO/IEC 17021, 8.4.1)

b) 認証が法的に義務付けられているような印象を与えてはならない(任意である)。

申請者は次のことを確実にすることが求められる。

- 情報伝達手段、例えばインターネット、文書、パンフレット又は広告で認証状況に言及する場合認証機関の要求事項に適合する。
- 認証に関し誤解を招く言明をしない、また言明をさせない。
- 認証文書又はその一部に関し誤解を招く使用をしない、また使用させない。
- 認証機関が認証の撤回、取消し、一時停止を命じたとき、すべての通信媒体にある認証書及びロゴの使用を中止し、認証への言及を含むすべての広告・宣伝媒体の使用を中止する。
- 認証の適用範囲が縮小したとき、広告をすべて修正する。
- マネジメントシステム認証に言及するとき、あたかも認証機関が製品、プロセス、又はサービスを認証したかのような暗示をしない。
- あたかも認証の適用範囲外にある活動に認証が適用されるかのような暗示をしない。
 - 適用除外がある場合(組織内の部署、所在地、活動/製品)、認証ロゴを組織全体に対し使用すること(会社名/所在地名のそばに明示する)は誤解を招くことになる。
 - 認証の適用範囲に適用除外がある場合、適用除外の領域をも網羅すると解釈されうるようなロゴの表示をすることができない。例えば社用車、認証の適用範囲外の部署で用いる名刺へのロゴの使用。
 - 上記両方の場合、認証の適用範囲はロゴの近くに明確に表示しなければならない。ひとつの方法としては、適用範囲と所在地を記載した認証書を示すことである。
- 認証機関及び/又は認証システムの評判を落とし大衆の信用を失うような方法で認証を使用しない

(ISO/IEC 17021, 8.4.2 a., h.)

6.2 使用権の撤回及び消滅

- 1 申請者（認証書保有者）の認証書及びロゴの使用権は、次の場合、直ちに消滅する。
 - － 申請者が認証の中止を申し入れた場合。
 - － 組織が、認証に関わる重大な変更を認証機関に不当な遅滞なく通知しない場合。
 - － 申請者が審査期限内に従う責任が果たされず、その結果としてサーベイランス審査が実施できない場合。
 - － サーベイランス審査の結果、認証書及びロゴの継続的使用が妥当ではないと判断された場合。特に不適合が合意された期限内に是正されない場合。
 - － 認証スキームの要求事項に違反した場合。また、認証スキーム又は認証機関に不評を招くような言動をした場合。
 - － 認証機関の定めた期限内に料金が支払われない場合。
 - － 申請者に関する破産手続きが開始された場合、又は財産が存在しないため、申請者に対する破産手続きの申立てが却下された場合。
 - － 法令又は裁判所の命令により、認証書の発行又は継続が禁じられている場合。
- 2 申請者が、契約書の記載に違反するような認証書の使用をした場合、申請者の認証書及びロゴの使用権は、契約解除権の行使を待たず直ちに失効する。
- 3 申請者の認証書使用権が終了する時点で、申請者は認証機関に対し 2 週間以内に認証書原本を返却しなければならない。また、認証書及びロゴの使用権が消滅する。
- 4 契約違反があった場合、認証機関には、損害賠償請求をする権利が有る。

7 保証

この契約が現行適用要件に合致することを担保する取組みは行なわれる一方、契約上の権利の有効性若しくは恒久性、並びに、この契約に係わる法的瑕疵やその他の瑕疵が無い事を、認証機関が保証するものではない。

とりわけ認証機関は、認証書及びロゴを競争目的で無制限に使用できると保証するものではない。

8 責任

- － 審査、認証及び認証書の使用権の授与に伴い認証機関の過失により生じたすべての損害に対して、認証機関は発注額の 10 倍を限度として賠償責任を負う。ただし一般業務条件の中で明示している金額を超えないものとし、その損害が意図的に発生した場合を除く。間接的損害及び結果的損害についての賠償責任は除外される。この賠償責任の限度は、認証機関の従業員、経営者及び組織上の各部門においても、同様に適用される。

申請者が契約に違反した認証書及びロゴの使用をした場合の製造物責任の原則に基づく賠償請求を認証機関が受けた場合、申請者はすべての第三者からの賠償請求について認証機関を保護する義務がある。また、認証機関が申請者により行なわれた広告の内容が原因で第三者から賠償請求を受けた場合にも同じことが適用される。

9 契約期間

- 1 この契約は、両者が（様式）‘Contract on the Application for the Certification of Management System’（認証に関する契約書）に署名を交わした時点で発効し、認証書に記載される有効期間満了日までの約 3 年間有効である。認証書の有効期間満了の 6 週間前までに、契約当事者のうちいずれか一方から書面による解約申入れがなされない限り、3 年ごとに契約を延長することとする。
- 2 重要な事由がある場合、認証機関は事前に通知することなくこの契約を解除する権利を留保する。重要な事由とは特に、6. 認証書及びロゴの使用に関する条件に規定する場合である。

10 料金

- 1 認証に関する費用は、見積りに表示される。申請者は、見積りに対して書面にて合意申請を行う。
- 2 申請者が見積もりに合意申請をすることにより、あるいは、それに相当する書面での合意をすることにより、申請者には、提供されたサービスに対する費用を支払う義務が発生する。
- 3 万が一申請後、申請者が自ら確認した審査日程をキャンセルまたは延期した場合、あるいは申請者が契約を解除した場合、認証機関には下記費用を請求する権利が有る。
 - － 審査日程確定前の場合、申請料の 100%
 - － 確定した審査日程の 2 週間ないし 4 週間前までの場合、見積り総額の 10%
 - － 確定した審査日程の 2 週間未満の場合、見積り総額の 50%
 - － 複数サイト認証の場合、キャンセルまたは延期したサイトに関わる審査に相当する額となる。
4. 一定の条件により認証機関が承諾した場合のみ、申請者は認証の一時中止を一定期間において申請することが可能である。その場合、認証機関は申請者より一時中止費用を申し受ける。

11 その他

- 1 この契約書に対する口頭での追加合意はない。法的拘束力を持つ合意とするためには、この契約への修正及び補足は書面で行われなければならない。
- 2 この合意書の一つまたは幾つかの規定が全部無効又は一部無効である場合、両当事者は、その無効な規定に法的・経済的な観点から見て最も近い有効な代替規定について合意するものとする。
- 3 この契約に関わる訴訟については、申請者が契約を締結した TÜV 事務所を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。
- 4 特段の事情がある場合は、他の裁判所を管轄裁判所とする合意をすることが出来る。

本書は、翻訳であり、英語による表現が拘束力を持つ。

1 序文

品質マネジメントシステム (ISO 9001 又は ISO 13485 規格に基づく)、環境マネジメントシステム (ISO 14001 規格)、情報セキュリティマネジメントシステム (ISO/IEC 27001 規格)、IT サービスマネジメントシステム (ISO/IEC 20000-1)、サプライチェーンマネジメントシステム (ISO 28000 規格)、労働安全マネジメントシステム (OHSAS 18001) に関する認定された認証サービスに関する契約書類に加えて、この文書ではサービスデリバリープロセスについて説明する。各マネジメントシステムの認定は添付の表に記載のすべての製品及びサービスを網羅する。

他の医療機器関連の認証サービスに関するサービスデリバリープロセスは、GMP (Good Manufacturing Practice・製造管理及び品質管理規則)、CMDCAS (Canadian Medical Devices Conformity Assessment Scheme・カナダ医療機器適合性評価システム)、MDD (Medical Device Directive・医療機器指令) のそれぞれの追加要求事項を施行し、この文書には含まれない。

次の認定要求事項が適用される。

- **ISO 9001 及び ISO 14001: ISO/IEC 17021 及び MS 100**
- **ISO/IEC 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム): ISO/IEC 17021 及び ISO/IEC 27006**
- **ISO/IEC 20000-1 (IT サービスマネジメントシステム): ISO-IEC 17021 及び JIP-ITAC100**
- **ISO 28000 (サプライチェーンマネジメントシステム): ISO 28003**
- **ISO 13485: ISO/IEC 17021 及び MS 105**

また、関連する IAF Mandatory Document 及び テュフ・ラインランドが規定する認証サービスのための内部手順も、全てのサービスに適用される。

申請者は、マネジメントシステムに関するすべての外部苦情 (例えば顧客苦情) 及び関連する修正/是正処置の内容を記録に残し、審査中に審査員に提示する義務がある (ISO/IEC 17021 9.3.2.1 C)。

2. イントロダクション ミーティング

目的: 以下の事項について話し合う機会を持つことができる:

- 当該組織について公に入手できる情報
- 適用範囲
- 認証の目的及びメリット
- 認証の基本的要求事項
- 適用アセスメント規格、審査基準
- 認定内容及び関連要求事項
- 認証取得へのプロセス
- 費用見積り及び日程

プロセス: このミーティングは、認証審査を受けようとしている組織の要望に応じて行なわれる。

3 見積りと契約

目的: 認定された認証サービスに関して、費用及び条件を含めた合意を得ること。

プロセス: 申請者は、詳細な費用見積り及び契約条件を受け取る。「認証に関する契約」のフォームに記入する事により、申請者は、申請及び契約を締結することになる。

4 認証プロセス

4.1 認証審査 (二段階の審査プロセス)

4.1.1 第一階審査

目的: 組織のマネジメントシステムについての主要な側面の観点からそのマネジメントシステム及び活動を理解し、その組織の第二段階審査への準備がどこまで整っているかを調査し理解することにより、第二段階審査の立案をする際の焦点を絞ること。

プロセス: 第一段階審査のために、申請者は要求された現行の文書一式を審査チームリーダーに提出する。また審査員は、第一段階審査中に、適用規格への適合性を検証するために必要に応じてその他の文書や記録を確認する。審査はインタビュー形式で行なわれ、準備が整っているかどうかを確認される。

第一段階審査の終了後、申請者は審査の結果及び第二段階審査が実施可能かどうかの判断、並びに第二段階審査で不適合事項として分類される可能性がある事項などをまとめた報告書を受け取る。第一段階審査での不適合事項については第一段階審査が完了する前までに明確にされなければならない。

OHSAS 18001 の初回認証を含む審査の場合、第一段階審査は、申請組織の現地サイトで必ず実施されなければならない。

4.1.2 第二段階審査

目的:

- 組織が自らの方針、目的及び手順を守っていることの確認
- 組織のマネジメントシステムが規格のすべての要求事項に適合していることの確認

プロセス:

審査中被審査者が果たすべきことは、そのマネジメントシステムと手順類が実際に運用されている事を実証することである。審査チームはマネジメントシステム規格の要求事項(顧客要求事項及び製品に関する規制要求事項を含む)に基づいて、運用されているマネジメントシステムの有効性をサンプリングにより検証する。

適用アセスメント規格の要求事項に反する不適合が認められた場合、審査員はそれらを不適合報告書に記録する。認証を取得あるいは維持するために、被審査者はこの不適合全てに対して、修正及び是正処置を決定しなければならない。

不適合に対する是正は、新たに提出された文書/記録の検証か、または再審査、すなわち現場での再度の審査によって検証される。再審査の範囲は、審査チームリーダーにより決定されるが、対象はひとつあるいは複数の不適合が挙げられたマネジメントシステム要求事項に限定される。

ISO 13485認証では、不適合事項は下記の記述にしたがって重大と軽微に区別される。

軽微な不適合:

- 品質マネジメントシステムの不履行を引き起こさない、または管理されたプロセス及び製品を保証するシステムの能力が著しく軽減されるようなことを引き起こさないもの。
- 組織の品質マネジメントシステム文書の一部での不履行。
- 組織の品質マネジメントシステムの単一の観察されるささいな過失。

重大な不適合:

- 品質マネジメントシステム規格の適用するプロセス及び構成要素における一つまたはそれ以上不履行。
- 管理不足あるいは傾向が見られる品質マネジメントシステム規格の構成要素に関するいくつかの軽微不適合。
- 市場流通後の監視データの調査が欠陥製品のパターンを示す場合の有効な是正処置及び予防処置の不履行。
- 品質マネジメントシステムの欠陥要素及びそれによって患者または使用者の死亡、重篤に健康を害する事態を引き起こすような組織の要求事項及び規制要求事項を明確に満たしていない製品の実存。
- 前審査での不適合の反復。

4.2 認証書の授与及びサーベイランス審査

認証機関は、認証手順の記録を再検討し、その結果が良好な場合、認証書を発行することを決定する。すべての不適合が修正され、是正処置が検証された場合、申請者は(依頼があれば数種類の言語の)認証書を受け取る。認証書は3年間有効である。

4.3 サーベイランス審査

目的:

- 関連する(認証の)要求事項に継続して適合していることを確認すること
- 組織がすべての不適合事項に対し時宜を得て是正処置をとったことを検証し記録すること
- 認証されたマネジメントシステムが継続して実行されていることを検証すること
- 組織の活動への変更の結果として起こったそのシステムへの変更の意味を検討すること
- 認証書及びロゴが正しく使用されているかどうかを検証すること

プロセス:

認証の有効性を維持する為、サーベイランス審査は、少なくとも1年に1回実施されなければならない。サーベイランス審査は認証審査の最終日を基点とした審査期限日(Due date)の3ヶ月前から1ヶ月後の間に開始されなければならない。また、初回認証に続く最初のサーベイランス審査の期日は、第二段階審査の最終日から12ヶ月を越えてはならない。サーベイランス認証プロセスは、審査期限を基点に3ヶ月前から2ヶ月以内に、又は、不適合事項がサーベイランス審査中に発見された場合には5ヶ月以内に成功裏に完了しなければならない。サーベイランスプロセスが定められた期限までに完了していなかったり、サーベイランス審査が定められた期限までに実施されていない場合は、認証書は失効し、使用できなくなる。その場合は、発行されたすべての認証書(正式コピーを含む)は認証機関に速やかに返却しなければならない。

サーベイランス審査においては、認証されたマネジメントシステムが再認証審査の間(認証の周期)においても、認証されたマネジメントシステムが要求事項を継続して満たしているとの確信を認証期間が維持できるよう、組織全体におけるマネジメントシステムの有効性が検証されなければならない。加えて、マネジメントシステムに影響を及ぼす顧客の苦情、前回の審査での不適合に対する是正処置の有効性及び認証書及びロゴの使用の適切性が審査される。サーベイランス審査の後、申請者または被審査者は報告書を受け取る。

特に理由のある場合、特別サーベイランス審査が求められる場合もある。その必要性は、認証機関の裁量で判断される。

4.4 再認証審査

目的:

- 組織のマネジメントシステムが規格の要求事項を包括的に継続して満足していることを検証すること。それにより認証書が更新され、その後3年間有効となる
- マネジメントシステムが適切に実施され維持されていることを検証すること
- 認証取得後のそのシステムの運用状況及び維持管理状況を再度見直すこと
- 認証書及びロゴが正しく使用されているかどうかを検証すること

プロセス:

再認証審査は、認証書の有効期限が満了する前に、認証書の有効期限をさらに3年間延長するために、審査期限日までに行わなければならない。又審査プロセスを現行の認証書の有効期限が満了する前に成功裏に完了しなければならない。申請者は、再認証審査の前に予めマネジメントシステムに関わる全ての変更点を示した証拠、文書を提出しなければならない。現場での審査に必要な時間は認証審査のおよそ3分の2である。

5 マルチサイト認証とマルチプルサイト認証

一所在(サイト)以上の認証の場合、適切なサンプリング基準が適応される。

6. 適用範囲の拡張、アップグレード

認証の適用範囲を拡張することができるが、なるべくサーベイランス審査や再認証審査の際に拡張することが望ましい。拡張審査は、地理上の適用範囲(例えば、事業所の追加)又は適用分野(例えば、活動、プロセスあるいは製品の追加)をその適用対象とする。更に改訂されたアセスメント規格を網羅するために認証書をアップグレード(移行)する事もできる。

このような審査にかかる所要工数は、その拡張/アップグレードにより追加された範囲に基づいて計算される。変更内容(地理的変更、活動の変更、製品の変更)については、審査を計画する前に予め明確に定められていなければならない。

7 複合審査(ISO 13485 認証のみ適用)

テュフ・ラインランド・ジャパンでは、申請者の要望により、複合審査*の実施が可能であり、それぞれの規格、法令に対する認証の推薦または認証書の発行が可能である。

- 複合審査に係って必要な場合の登録の授与、維持、拡大及び縮小に関する条件、並びに依頼者の認証範囲の一部又は全登録の一時停止又は取消しに関する条件は各規格、法令ごとに取り交わす契約書付録の一般業務条件に規定する。
- 複合審査の手順は、JIS Q 13485 単独の場合の審査と同じであり、概略は5 ページのフロー図を参照のこと。

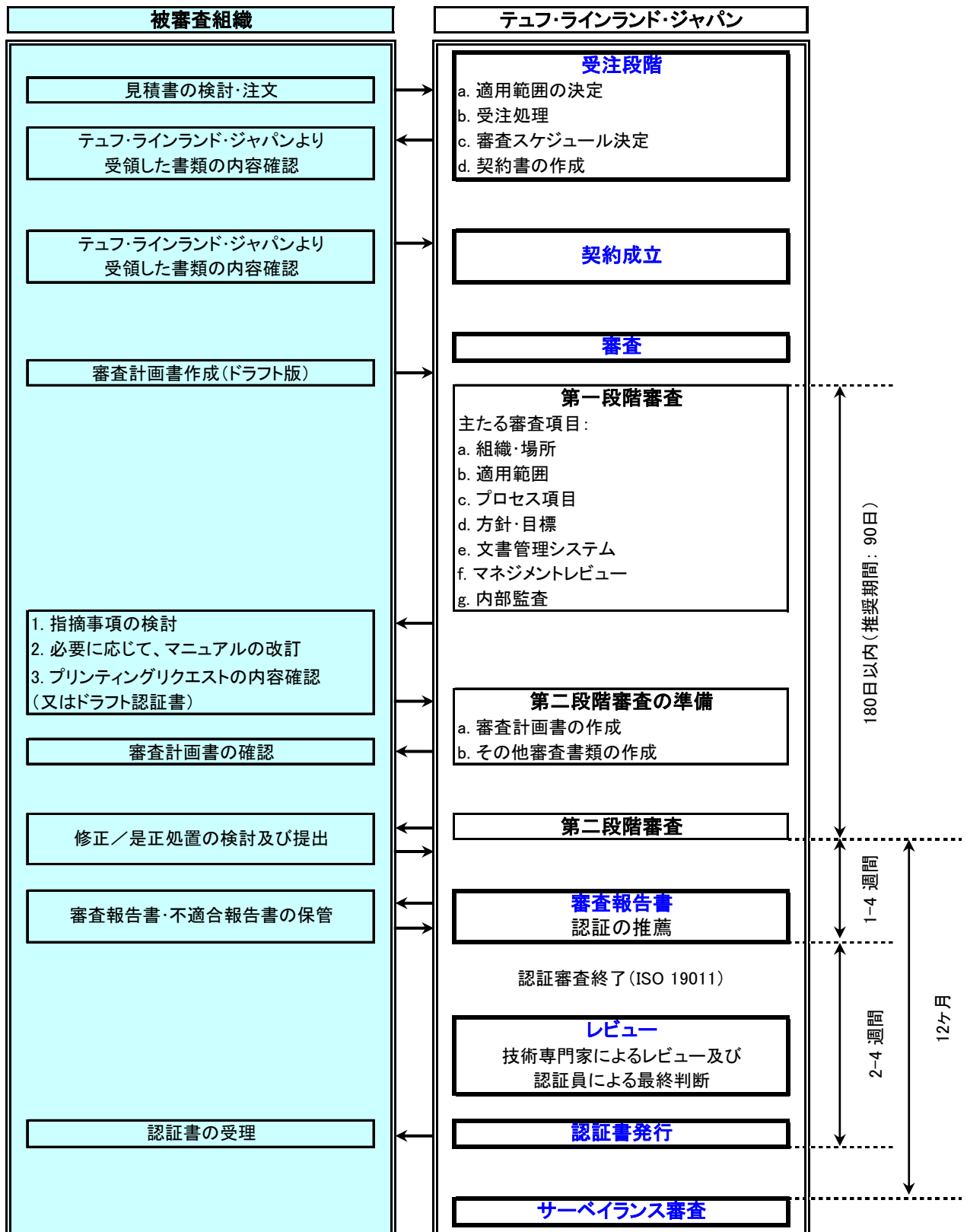
*「複合審査」の定義： 一人のチームリーダーによる単一の審査チームによって、品質(ISO9001)、欧州医用機器指令(MDD)カナダ医療機器適合評価システム(CMDCAS)、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準(QMS 調査)等への適合性の審査

8 規制基準(ISO 13485 認証のみ適用)

ISO 13485 認証は追加要求事項のMDD 及びCMDCAS と共に行われることがある。審査のためのすべての追加要求事項、被審査組織が提出する特定の文書及び審査員によって発行される文書は下記の関係手順によって説明される。

- QP12HCSU in the CMDCAS database of TÜV Rheinland North America
- QMZ 40-35-GB in the TRPS Masterfile

9 プロセス・フロー図



サービスデリバリープロセス

ServiceDelivery Process - ISO 9001, ISO 13485, ISO 14001,
ISO/IEC 27001, ISO/IEC 20000-1, ISO 28000, OHSAS 18001



10 認定スコープ

*ISO/IEC 27001、ISO/IEC 20000-1 及びISO 28000 規格には適用しない。

EAC	ISO 9001		ISO 14001		OHSAS	ISO 13485	
	JAB	DGA	JAB	DGA	DGA	JAB	
1	○	○		○	○		農業、林業、狩猟及び関連サービス、漁業及び養殖
2		○		○	○		鉱業、採石業
3	○		○				食料品、飲料及びたばこ
3/1		○		○	○		飲料
3/2		○		○	○		植物性の食料品及び嗜好品、タバコ
3/3		○		○	○		動物性の食料品及び嗜好品
4	○		○			○	織物、繊維製品
4/1		○		○	○		織物、繊維製品(仕上げ及び染色業を含む)
4/2		○		○	○		織物、繊維製品(仕上げ及び染色業を除く)
5	○						皮革、皮製品
5/1		○		○	○		皮革、皮製品(なめし及び染色業を含む)
5/2		○		○	○		皮革、皮製品(なめし及び染色業を除く)
6	○	○	○	○	○		木材、木製品
7	○		○			○	パルプ、紙、紙製品
7/1		○		○	○		パルプ、紙及び板紙の製造業、紙再生
7/2		○		○	○		紙、紙製品(パルプ製造業を除く)
8		○	○	○	○		出版
9	○	○	○	○	○		印刷、記録媒体複製
10	○	○		○	○		コークス、石油
11		○		○	○		核燃料
12	○	○	○	○	○	○	化学
13	○	○		○	○	○	薬剤
14	○	○	○	○	○	○	ゴム及びプラスチック
15	○		○	○	○	○	ガラス及びセラミック、非金属鉱物
15/1		○		○	○		セラミック
15/2		○		○	○		ガラス、非金属鉱物
16	○						コンクリート、セメント、石灰、石こう他
16/1		○		○	○		セメント
16/2		○		○	○		石灰、しっくい製造業及びコンクリート、石灰、しっくい製品
17	○		○			○	基礎金属、加工金属製品
17/1		○		○	○		金属
17/2		○		○	○		金属加工品
18	○	○	○	○	○	○	機械及び装置
19	○	○	○	○	○	○	事務用機器、情報処理機器、電気機器、光学機器
20		○		○	○		造船
21		○		○	○		航空宇宙

サービスデリバリープロセス

ServiceDelivery Process - ISO 9001, ISO 13485, ISO 14001,
ISO/IEC 27001, ISO/IEC 20000-1, ISO 28000, OHSAS 18001



*ISO/IEC 27001, ISO/IEC 20000-1 及び ISO 28000 規格には適用しない。

EAC	ISO 9001		ISO 14001		OHSAS	ISO 13485	
	JAB	DGA	JAB	DGA	DGA	JAB	
22	○	○	○	○	○		その他輸送装置
23	○		○				他の分類に属さない製造業
23/1		○		○	○		家具、宝石類、楽器の製造業
23/2		○		○	○		運動用具、玩具、その他の製造業(木材、金属、プラスチック)
24			○				再生業
24/1		○		○	○		有害廃棄物の中間処理及び最終処理、焼却、廃水処理
24/2		○		○	○		再生業、処理、埋立処分、たい肥化
25							電力(原子力発電所を除く)
25/1		○		○	○		石炭火力発電
25/2		○		○	○		発電(石炭火力発電及び原子力発電を除く)、電力供給
26		○	○	○	○		ガス供給
27		○		○	○		水道供給
28	○		○				建設
28/1		○		○	○		建造物の破壊及び取り壊し業
28/2		○		○	○		建設(建物、橋梁、産業建設、建物の仕上げ作業)、道路、地下建設、土木
29	○		○			○	卸売及び小売、自転車、オートバイ、個人所持品及び家財道具の修理
29/1		○		○	○		卸売及び小売
29/2		○		○	○		自転車、オートバイ、日用品の修理
30	○	○	○	○	○		ホテル及び飲食
31	○		○				輸送、倉庫、通信
31/1		○		○	○		輸送、倉庫
31/2		○		○	○		通信
32	○		○				金融、保険、不動産、賃貸
32/1		○		○	○		金融及び保険
32/2		○		○	○		不動産及び賃貸、レンタル業(作業員派遣を除く)
33	○	○		○	○	○	情報技術
34	○						エンジニアリング、研究開発
34			○				エンジニアリング、研究開発(K73 研究及び開発を除く)
34/1		○		○	○		研究開発
34/2		○		○	○		エンジニアリング及び建築
35	○	○	○	○	○	○	その他専門的サービス
36		○		○	○		行政
37	○	○		○	○		教育

サービスデリバリープロセス

ServiceDelivery Process - ISO 9001, ISO 13485, ISO 14001,
ISO/IEC 27001, ISO/IEC 20000-1, ISO 28000, OHSAS 18001



*ISO/IEC 27001、ISO/IEC 20000-1 及び ISO 28000 規格には適用しない。

EAC	ISO 9001		ISO 14001		OHSAS	ISO 13485	
	JAB	DGA	JAB	DGA	DGA	JAB	
38	○						医療及び社会事業
38/1		○		○	○		人間の医療業務(歯科治療業及び病院業務以外)
38/2		○		○	○		獣医
38/3		○		○	○		社会事業
38/4		○		○	○		医療 - 歯科治療業
38/5		○		○	○		医療 - 病院業務
39	○	○		○	○		その他社会的・個人的サービス
39			○				その他社会的・個人的サービス(O90.0 下水及び廃棄物処理、 公衆衛生及び類似の活動を除く)

本書は、翻訳であり、英語による表現が拘束力を持つ。

TÜV Rheinland CERT logo is used only by a certified company by **TÜV Rheinland CERT GmbH under DGA accreditation**.

The logo may be used

- only by organizations and sites within the scope of the respective certifications and standards
- only in immediate connection with the organization name or its corporate logo.

The logo may not be used on a product or service result or in a way that implies product/service certification, or in another misleading manner.

The Certification Body does not guarantee that the logo can be used for competitive purposes without restriction.

The certification logo (mark) in one of the versions depicted below shall be reproduced

- in black, or in the predominant color of the letterhead or printing;
- on a clearly contrasting background;
- in a size which makes all features of the mark clearly distinguishable.

The sample of TÜV Rheinland CERT logo:



- Unique TUVdotCOM ID number is given each certified organization, and the ID number is different from certification number(s).
- A hyperlink may be added to the logo for your certification information on our website with <http://www.tuv.com/id=XXXXX> (= Your unique TUVdotCOM ID number)

TÜV Rheinland CERT ロゴは **DGA 認定の TÜV Rheinland CERT GmbH** が認証した被審査組織のみが使用できるものである。

ロゴは、

- 認証及び規格の適用範囲内にある組織および事業所のみが使用することができる。
- 直接組織名またはロゴを伴う場合に限り使用することができる。

ロゴは製品／サービス自体に使用してはならない。また製品／サービスそのものに対する認証であるかのように思わせる使い方、その他誤解を招く使い方をしてはならない。

認証機関は、ロゴが規制なく競争目的で用いられることを保証していない。

以下の指示にしたがって認証ロゴ(マーク)を作成しなければならない。

- 黒、またはレターヘッドや印刷物の主色を用いること。
- 背景の色とは明確に識別できること。
- マークの内容が明瞭に判別できる大きさにすること。

TÜV Rheinland CERT ロゴのサンプル :



- 被認証組織ごとに固有の TUVdotCOM ID 番号を付与する。また、その付与された ID 番号は登録認証番号とは異なる。
- ロゴに弊社ウェブサイト上で公開されている貴社の認証情報へのハイパーリンクを加えることが可能である。ハイパーリンク先のアドレスは <http://www.tuv.com/id=XXXXX> (= 貴社固有の TUVdotCOM ID 番号) となる。

Use of Logo ロゴの使用 for TUVdotCOM (management systems)

TUVdotCOM logo is for any certified management systems and only used by a certified organization by TÜV Rheinland Group.

This logo is an independent TÜV Rheinland Group mark. It may be used alone or with keywords:

- only by organizations and sites within the scope of the respective certifications and standards
- only in connection with the organization name or its corporate logo.

The logo **with keywords** may be used on a product or service result, however not the logo alone, or in such a way that would imply product/service certification, or in another misleading manner. The Certification Body does not guarantee that the logo can be used for competitive purposes without restriction.

The certification logo (mark) in one of the versions depicted below shall be reproduced

- in black, or in the predominant color of the letterhead or printing (sample is Pantone 300C);
- on a clearly contrasting background;
- in a size which makes all features of the mark clearly distinguishable.

The sample of TUVdotCOM logo:

“TUVdotCOM logo” + “Keywords (only certified standards shall be shown)”



- ISO 9001, JIS Q 9001
- ISO 14001, JIS Q 14001
- ISO 13485

- Unique TUVdotCOM ID number is given each certified organization, and the ID number is different from certification number(s).
- A hyperlink may be added to the logo for your certification information on our website with <http://www.tuv.com/id=XXXXX> (= Your unique TUVdotCOM ID number)

TUVdotCOM ロゴは、全ての認証されたマネジメントシステムのためのものであり、テュフ・ラインランド・グループで認証された被審査組織のみが使用できるものである。

この TUVdotCOM ロゴはテュフ ラインランドグループ独自のマークであり、このマークだけで、又はキーワード付で使用することができる:

- 認証及び規格の適用範囲内にある組織および事業所のみが使用することができる。
- 組織名またはロゴを伴う場合に限り使用することができる。

キーワード付ロゴは製品／サービス自体に使用することができるが、(キーワードを付けずに) TUVdotCOM ロゴのみを使用することや、製品／サービスそのものに対する認証であるかのように思わせる使い方、その他誤解を招く使い方をしてはならない。認証機関は、ロゴが規制なく競争目的で用いられることを保証していない。

以下の指示にしたがって認証ロゴ(マーク)を作成しなければならない。

- 黒、またはレターヘッドや印刷物の主色を用いること(サンプルはパントーン 300C)。
- 背景の色とは明確に識別できること。
- マークの内容が明瞭に判別できる大きさにすること。

TUVdotCOM ロゴのサンプル:

「TUVdotCOM ロゴ」+「キーワード(認証取得規格のみ表示可能)」



- ISO 9001, JIS Q 9001
- ISO 14001, JIS Q 14001
- ISO 13485

- 被認証組織ごとに固有の TUVdotCOM ID 番号を付与する。また、その付与された ID 番号は登録認証番号とは異なる。
- ロゴに弊社ウェブサイト上で公開されている貴社の認証情報へのハイパーリンクを加えることが可能である。ハイパーリンク先のアドレスは <http://www.tuv.com/id=XXXXX> (= 貴社固有の TUVdotCOM ID 番号) となる。

Use of Logo ロゴの使用 for JAB (accreditation symbol)

JAB symbol is used only by a **ISO 9001, ISO 13485, and/or ISO 14001** certified company **under JAB accreditation**.

By the use of this symbol the organization agrees to comply with the rules of its owner, published as JAB N410 on the JAB website. The accreditation body JAB may change the rules, therefore it is up to the user to verify the updated rules. In case of doubt about proper use, please submit a review sample to the Certification Body before publication.

For additional explanation, please refer to the Rules for the use of the JAB logo at the JAB website:

http://www.jab.or.jp/cgi-bin/bal/jab_bal_rb_j.cgi

Note: web pages change, please contact us if you have any difficulty accessing the accreditation rules.

The symbol as shown on our certificate may be used:

- only by organizations and sites within the scope of the respective certifications and standards
- only in immediate connection **with the certification logo** given on the accredited certificate
- in black, or color Pantone 300C (Mansell 2.5PB 3.5/10, KK DIC 579);
- on contrasting background; in a size which makes all features of the mark clearly distinguishable.
- × The logo or symbol may not be used on a product or service result or in a way that implies product/service certification, or in another misleading manner.

The sample of JAB symbol:

“Certification logo” + “JAB symbol”



- Unique TUVdotCOM ID number is given each certified organization, and the ID number is different from certification number(s).
- A hyperlink may be added to the logo for your certification information on our website with <http://www.tuv.com/id=XXXXXX> (= Your unique TUVdotCOM ID number)

JAB（日本適合性認定協会）シンボルは **JAB 認定の ISO 9001、ISO 13485、ISO 14001** を認証取得した被審査組織のみが使用できるものである。

本シンボルは、シンボルを所有する日本適合性認定協会のホームページ記載、JAB N410 の規定に同意いただいた上、ご使用ください。使用規定は認定機関 JAB により変更される場合がございます。ご使用の際は最新規定をご確認ください。使用につき疑問などございましたら、印刷前に認証機関にサンプルをご提示いただき、使用方法の適否をご相談ください。以下の指示にしたがって認証ロゴ／シンボルを作成してください。

詳しくは日本適合性認定協会のホームページ上にある認定シンボルに関する使用規定をご覧ください：

http://www.jab.or.jp/cgi-bin/bal/jab_bal_rb_j.cgi

ホームページの変更等により、認定規則を参照することが困難な場合は弊社にお問い合わせください。

シンボルは、

- 認証及び規格の適用範囲内にある組織および事業所のみが使用することができる。
- 認定に基づく認証書に付された**認証ロゴを直接伴う場合に限って**使用することができる。
- 黒、または 指定色 パントーン 300C (Mansell 2.5PB 3.5/10, KK DIC 579)を用いること。
- 背景の色と識別できること。マークの内容が明瞭に判別できる大きさにすること。
- × ロゴ／シンボルは製品／サービス自体に使用してはならない。また製品／サービスそのものに対する認証であるかのように思わせる使い方、その他誤解を招く使い方をしてはならない。

JAB シンボルのサンプル：

「認証ロゴ」+「JAB シンボル」



- 被認証組織ごとに固有の TUVdotCOM ID 番号を付与する。また、その付与された ID 番号は登録認証番号とは異なる。
- ロゴに弊社ウェブサイト上で公開されている貴社の認証情報へのハイパーリンクを加えることが可能である。ハイパーリンク先のアドレスは <http://www.tuv.com/id=XXXXXX> (= 貴社固有の TUVdotCOM ID 番号) となる。

Use of Logo ロゴの使用 for JIPDEC (accreditation symbol)

JIPDEC symbol is used only by a ISO/IEC 27001 and/or ISO/IEC 20000-1 certified company under JIPDEC accreditation.

The logo may be used

- only by organizations and sites within the scope of the respective certifications and standards
- only in immediate connection with the certification logo given on the accredited certificate

The logo may not be used on a product or service result or in a way that implies product/service certification, or in another misleading manner.

The Certification Body does not guarantee that the logo can be used for competitive purposes without restriction.

The certification logo (mark) in one of the versions depicted below shall be reproduced

- in black, or in the predominant color of the letterhead or printing (sample is Pantone 300C);
- on a clearly contrasting background;
- in a size which makes all features of the mark clearly distinguishable.

For additional explanation, please refer to Regulations for the Use of ISMS Accreditation Mark available at the JIPDEC website (in Japanese):

<http://www.isms.jipdec.jp/>

Note: web pages change, please contact us if you have any difficulty accessing the accreditation rules.

The sample of JIPDEC symbol:

“Certification logo” + “JIPDEC symbol”



- Unique TUVdotCOM ID number is given each certified organization, and the ID number is different from certification number(s).
- A hyperlink may be added to the logo for your certification information on our website with <http://www.tuv.com/id=XXXXX> (= Your unique TUVdotCOM ID number)

JIPDEC（日本情報処理開発協会）シンボルは JIPDEC 認定の ISO/IEC 270001、ISO/IEC 20000-1 の認証取得をした被審査組織のみが使用できるものである。

ロゴは、

- 認証及び規格の適用範囲内にある組織および事業所のみが使用することができる。
- 直接、認定に基づく認証書に付された 認証ロゴを伴う場合に限って 使用することができる。

ロゴは製品／サービス自体に使用してはならない。また製品／サービスそのものに対する認証であるかのように思わせる使い方、その他誤解を招く使い方をしてはならない。

認証機関は、ロゴが規制なく競争目的で用いられることを保証していない。

以下の指示にしたがって認証ロゴ（マーク）を作成しなければならない。

- 黒、またはレターヘッドや印刷物の主色を用いること（サンプルはパントーン 300C）。
- 背景の色とは明確に識別できること。
- マークの内容が明瞭に判別できる大きさにすること。

詳しくは日本情報処理開発協会（JIPDEC）のホームページ上にある ISMS 認定シンボルに関する使用規定をご覧ください。

<http://www.isms.jipdec.jp/>

ホームページの変更等により、認定規則を参照することが困難な場合は弊社にお問い合わせください。

JIPDEC シンボルのサンプル：

「認証ロゴ」+「JIPDEC シンボル」



- 被認証組織ごとに固有の TUVdotCOM ID 番号を付与する。また、その付与された ID 番号は登録認証番号とは異なる。
- ロゴに弊社ウェブサイト上で公開されている貴社の認証情報へのハイパーリンクを加えることが可能である。ハイパーリンク先のアドレスは <http://www.tuv.com/id=XXXXX> (= 貴社固有の TUVdotCOM ID 番号) となる。

Use of Logo ロゴの使用 for DAR/TGA (DGA)

The logo owner has authorized the use of this accreditation logo (mark) on certificates issued by the accredited body of TUV Rheinland Group under an accredited scheme.

However, the logo owner does not authorize the use of this logo by organizations holding accredited certificates.

References:

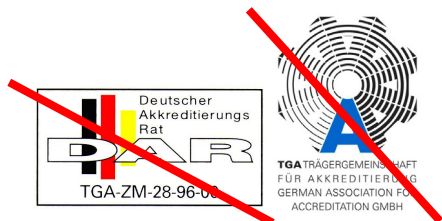
For additional information concerning the use of the DAR logo, please refer to the regulations available at the DAR website:

<http://www.dar.bam.de/indexe.html>

Note: web pages change, please contact us if you have any difficulty accessing the accreditation rules.

The sample of DAR/TGA (DGA) logos:

Not to be used by certified company



ロゴの所有者は、認定スキームの下でテュフ・ラインランド グループの認定された機関が発行した認証書において、この認定ロゴ（マーク）が使用されることを承認した。

しかし、これは認定に基づく認証書を保有する組織がこのロゴを使用することを認めるものではない。

参考：

詳しくは DAR のホームページ上の認定ロゴに関する使用規定をご覧ください。

<http://www.dar.bam.de/indexe.html>

ホームページの変更等により、認定規則を参照することが困難な場合は弊社にお問い合わせください。

DAR/TGA (DGA) ロゴのサンプル：

認証を取得した企業が使用してはならない。



The logo owner has authorized the use of this logo (mark) on certificates issued by the accredited body of TÜV Rheinland Group under an accredited scheme.

However, the logo owner does not authorize the use of this logo by organizations holding accredited certificates.

References:

IAF ML 2:2004 General Principles on Use of the IAF MLA Mark

2. Conditions of License

2.1 The IAF MLA Mark shall only be used in conjunction with the Licensee's own accreditation mark (combined mark) by the Licensee or its accredited CRBs and under no circumstances may the IAF MLA Mark be used on its own by the Licensee or its accredited CRBs. The Licensee shall not allow the CRBs' customers to use the combined mark.

<http://www.iaf.nu/>

Note: Licensee is the Accreditation Body, CRB is Certification/Registration Body, CRB's customers are the certified organizations.

Note: web pages change, please contact us if you have any difficulty accessing the accreditation rules.

The sample of IAF logo:

Not to be used by certified company



ロゴの所有者は、認定スキームの下でテュフ・ラインランド グループの認定された機関が発行した認証書において、このロゴ（マーク）が使用されることを承認した。

しかし、これは認定に基づく認証書を保有する組織がこのロゴを使用することを認めるものではない。

参考：

IAF ML 2:2004 IAF MLA マークの使用に関する一般原則

2. ライセンス条件

2.1 IAF MLA マークは、必ずライセンシーまたは認定を受けた CRB が、ライセンシーの独自の認定マーク（複合マーク）を伴って使用しなければならない。いかなる場合でも、ライセンシーまたは認定された CRB は、IAF MLA マークをそれ独自で用いることはできない。また、ライセンシーは CRB の顧客がこのマークをしようすることを認めてはならない。

<http://www.iaf.nu/>

注：ライセンシーとは認定機関であり、CRB とは認証／登録機関をさし、CRB の顧客は認証を取得した企業を意味する。

ホームページの変更等により、認定規則を参照することが困難な場合は弊社にお問い合わせください。

IAF ロゴのサンプル：

認証を取得した企業が使用してはならない。



Use of Logo ロゴの使用 for TÜV Rheinland

The logo owner does not authorize the use of this logo or any part thereof. It would be misunderstood in the market as approved or endorsed by TÜV Rheinland Group. This is a registered corporate trademark and protected by copyright.

ロゴの所有者は、このロゴ又はこのロゴの一部を使用することを認めるものではない。もし使用されると、テュフ ラインランドグループにより承認されている又は支持されているという誤解が市場に生じかねない。このロゴは、テュフ・ラインランドグループの登録商標であり、その著作権は保護されている。

The sample of TÜV Rheinland logo:

Not to be used by certified company



TÜV Rheinland ロゴのサンプル :

認証を取得した企業が使用してはならない。

